

町の家計簿お知らせします

～平成20年度上半期財政状況～

町の収入には、町民税や固定資産税などの町税や、国からの地方交付税・国庫支出金などがあります。そのお金の使いみちなどについて、町では年2回広報等を通じてお知らせしています。

今回は、平成20年度の上半期（4月から9月まで）の財政状況をお知らせします。



一般会計執行状況 予算総額 93億1,726万4千円

今年度の一般会計当初予算は、91億6,000万円（繰越分含む）でしたが、その後2回の補正（1億5,726万4千円）により、93億1,726万4千円となりました。

歳入の状況を見ますと、予算現額の52.7%に当たる49億1,018万7千円が収入済みとなっており、歳出では、予算現額の39.1%に当たる36億4,425万7千円が支出済みとなっています。

歳入		(単位：千円)		執行率(%)				
歳入科目	予算現額	収入済額	0	20	40	60	80	100
町 税	5,229,918	3,101,924	59.3%					
地方消費税交付金	330,000	188,957	57.3%					
地方交付税	552,591	365,243	66.1%					
国庫支出金	784,307	243,265	31.0%					
繰越金	701,115	701,116	100.0%					
町 債	1,011,400	0	0.0%					
その他	707,933	309,682	43.7%					
合 計	9,317,264	4,910,187	52.7%					

町税などの負担状況

平成20年10月1日現在の人口と世帯をもとに、平成20年度上半期の町税にかかる収入済額の数値を世帯ごとと1人あたりで見ると、下記のとおりとなっています。

(41,236人、15,260世帯)

1人あたりが負担した額 75,224円

1世帯あたりが負担した額

203,272円

1人あたりに使われた額 88,376円

1世帯あたりに使われた額

238,811円

歳出		(単位：千円)		執行率(%)				
歳出科目	予算現額	支出済額	0	20	40	60	80	100
議 会 費	118,396	56,571	47.8%					
総 務 費	1,474,137	676,204	45.9%					
民 生 費	2,192,375	892,623	40.7%					
衛 生 費	949,307	350,643	36.9%					
農林水産業費	66,844	31,481	47.1%					
商 工 費	72,702	57,472	79.1%					
土 木 費	1,551,218	482,582	31.1%					
消 防 費	505,823	218,531	43.2%					
教 育 費	1,163,062	382,300	32.9%					
公 債 費	1,211,354	495,850	40.9%					
その他	12,046	0	0.0%					
合 計	9,317,264	3,644,257	39.1%					



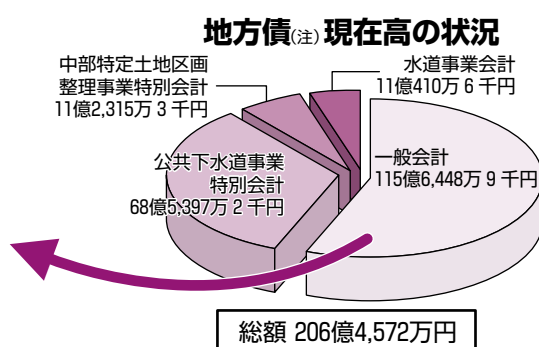
拡張計画が進むバラ園



バリアフリー化整備が進む栄中央通り

一般会計にかかる地方債残高の内訳

項 目	現在高	構成比(%)
総 務	56,910	0.3
民 生	621,104	3.0
衛 生	120,749	0.6
土 木	2,957,528	14.3
消 防	92,325	0.4
教 育	3,862,478	18.7
その他	3,853,395	18.7
合 計	11,564,489	56.0



地方債にかかる現在高を示すグラフおよび一般会計に関する地方債残高の内訳は次のとおりです。

(注) 地方債：地方公共団体が資金調達のために負担する債務借入金のこと。町においては町債ともいう。

地方債現在高の状況

広告募集

町では、自主財源を確保し地域経済の活性化を図るため、町で郵便等に用いる封筒に有料広告を掲載しています。
このたびは税務課で使用する納税通知書発送用封筒にも広告枠を設定します。
会社やお店のPRにどうぞご活用ください。



(表)



(裏)

規格	縦4.5cm×横9cm
広告掲載位置	封筒(縦9.5cm×横18.8cm)の裏面
募集枠数	1枠
封筒の色	薄茶色
掲載原稿	単色
原稿提出	データまたは紙
作成枚数	35,000枚
掲載料	50,000円
掲載期間	平成21年度から使用し、在庫がなくなるまで
封筒の使用時期	5月、6月

(申込方法)

12月19日(金)までに所定の申込書に必要事項を記入のうえ、税務課までお申し込みください。申込書は町ホームページからダウンロードできます。なお、応募資格や掲載できる広告等については、町ホームページに「伊奈町業務用封筒広告掲載取扱要綱」、「伊奈町業務用封筒広告掲載取扱基準」および「伊奈町納税通知書用封筒広告のご注意」を掲載していますので、そちらもご確認ください。

☎ 税務課 2153

町税の納期限内納付にご協力を

町政運営にあたり、格別なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
平成20年度の一般会計歳入予算は93億1,726万4千円です。そのうちみなさんにご負担いただいております町税は52億2,991万8千円です。予算の56.13%を占めています。
この大切な税を活用させていただき、誰もが安心して安全に暮らせるまちづくりを目指し、「埼玉県」の安心・安全なまちへ、さらには4万1千余の町民の皆様の福祉向上に努力をいたしているところです。
これらが予定どおり実施できるよう、年末にあたり種々ご都合もおありのことと思いますが、今後とも納税は納期限内に、また未納のある方はその解消に一層のご理解を賜り、町の発展に格別のご協力をお願い申し上げます。

伊奈町長 野川 和好

高齢年金の受給年齢を迎えられる方へ

裁定請求書(受給請求書)が送付されます

年金を請求される方の利便性の向上と裁定請求漏れを防ぐため、高齢基礎年金および老齢厚生年金の受給年齢を迎えられる方に、年金加入記録をあらかじめ印字した、年金の裁定請求書や年金に関するお知らせ(はがき)が社会保険庁から送付されます。
送付時期と送付物
① 60歳に到達すると老齢厚生年金の受給権が発生する方で、次に該当する方は、60歳到達

月の3か月前に裁定請求書が送付されます。
ア. 受給資格(納付済期間等が25年以上(うち厚生年金加入期間が12月以上)ある方)には、裁定請求書と請求の案内リーフレットが送付されます。手続きができるのは60歳の誕生日の前日以前になります。(請求に必要な住民票なども、この日以降取得してください。)

イ. 受給資格はあるものの厚生年金加入期間が12月未満のため65歳で受給権が発生する方には、裁定請求の案内(はがき)が送付されます。
ウ. 受給資格が確認できない方には、加入期間や受給要件を記載した裁定請求の案内(はがき)が送付されます。
② 65歳に老齢基礎年金または老齢厚生年金の受給権が発生する方で次に該当する方は、

65歳到達月の3か月前に裁定請求書が送付されます。
ア. 受給資格があるものの国民年金の期間のみや厚生年金の期間が12月未満のため、65歳で受給権が発生する方には、裁定請求書と請求の案内リーフレットが送付されます。手続きができるのは、65歳の誕生日の前日以降となります。(住民票などの添付が必要な方は、この日以降に取得してください。)

イ. 65歳前にすでに受給権がある方で、まだ年金を請求されていない方には、裁定請求書と請求案内についてのリーフレットが送付されます。
☎ **ねんきんダイヤル** 70-05-1165、大宮
70-05-1165、大宮
☎ **社会保険事務所** 652-3399、住民課国民年金係
2117

町税等の納期のお知らせ 納付は納期限までにお忘れなく

納付期限 12月25日

- ①国民健康保険税 6期
- ②介護保険料 6期
- ③後期高齢者医療保険料 6期

納期内の納付にご協力ください。

町税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください。口座振替申込書は、納付書に綴られているほか、収税課・福祉課窓口にあります。通帳・通帳使用印をご持参のうえ、収税課・福祉課または取扱い金融機関でお申し込みください。
※口座振替の開始は、申込月の翌月末以降の納期分からとなります。

- ☎ ①は収税課 2143
- ②③は福祉課 2124・2129